

1. 評価対象事務事業		シート作成日	平成25年7月11日
事業名	法律相談事業	担当課・係名	町民課 町民協働係
総合計画実施計画事業 (認定番号・事業名)	—	事業番号	28
行革大綱実施計画事業 (細目コード・事業名)	—	事業開始年度	—

2. 事業の概要

目的 (何のために)	円滑で住み良い町民生活を営めるよう、相談窓口を設けて相談業務の実施。				
対象 (誰を・何を)	全町民対象				
内容	生活上起こる様々な民事上の問題などについて弁護士が行う「無料法律相談」を実施する。(毎月第2、3木曜日)				
根拠法令・条例等					
執行体制	<input type="checkbox"/> 町職員実施 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託あり <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> その他				
	単位	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算見込)	平成25年度 (予算)	
事業費	直接事業費 (a)	千円	603	630	630
	国庫支出金	千円			
	県支出金	千円			
	起債	千円			
	その他	千円			
	一般財源	千円	603	603	630
	職員人数 (概算職員数)	人			0.14
	人件費計 (b)	千円			668
総事業費 (a)+(b)	千円	603	630	1,298	
事業費内訳	法律相談委託料：630千円				
H 25 年度					

3. 指標値の推移

各種指標の実績と見込み、目標 (指標名)		単位	平成23年度 (実績値)	平成24年度 (実績値)	平成25年度 (見込み又は計画値)
対象指標 (対象者数等)	① 全町民	人	33,529	33,322	33,263
	②				
活動指標 (活動量)	① 法律相談開催数	回	24	24	24
	②				
成果指標 (達成度等)	① 相談人数	人	129	133	144
	②				

4. 事務事業の評価

妥当性	・実施主体は妥当か	<input type="checkbox"/> 妥当 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 変更の必要あり <input type="checkbox"/> その他
	理由	個室を利用して弁護士に民事上の問題を相談できる内容であり、手段は妥当であると考え
妥当性	・実施手段は妥当か	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 改善の必要あり <input type="checkbox"/> その他
	理由	個室を利用して弁護士に民事上の問題を相談できる内容であり、手段は妥当であると考え
成果	・意図した成果が得られているか。	<input type="checkbox"/> 得られている <input checked="" type="checkbox"/> おおむね得られている <input type="checkbox"/> 得られていない <input type="checkbox"/> その他
	理由	専門家による助言、指導が相談者の悩みを適切に解決できるため、相談業務の成果は上がっていると考え
効率性	・コストに対して効率的か	<input type="checkbox"/> 効率的 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね効率的 <input type="checkbox"/> 非効率 <input type="checkbox"/> その他
	理由	月2回の定期的に相談が出来る現在の体制は、おおむね効率的であると考え
効率性	・コストの削減等を図ったか	<input type="checkbox"/> 図った <input type="checkbox"/> 図られていない <input checked="" type="checkbox"/> 図る余地は無い <input type="checkbox"/> その他
	理由	弁護士に支払う相談料は、必要最小限で行っている。
担当課による評価	<input checked="" type="checkbox"/> A 妥当性、成果、効率性はおおむね良いが、改善の余地がある <input type="checkbox"/> B 事業の一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> C 事業の抜本的な見直しが必要 <input type="checkbox"/> D 事業継続の必要性が低い（休止・廃止）	評価理由 定期的に開催され、専門の相談員に相談できる現在の状況は、町民が利用しやすい状況であり、現状のまま継続することが望ましい。

5. 改革・改善の方向性（平成 26 年度以降）

① 改革・改善への取り組み
本業務は、町民の相談事を弁護士により専門性を持って対応するもので、利用率は概ね8割を超えるものであり、継続して事業を推進する。
② 平成26年度に着手する事項
利用者は相談者であることから、事業について意見を聞きづらい状況であるが、意見があった場合は横浜弁護士会と調整を図る。
③ その他（課題、調整事項等）

6. 平成26年度事業への取組み状況（改善内容等）

今後も高い利用率を維持していくため、利用者から事業に対しての要望・意見があった場合には、横浜弁護士と調整して環境改善に努めるとともに、広報での事業周知を検討する。